

電気通信大学 平成20年度シラバス

授業科目名	法学		
英文授業科目名	Jurisprudence		
開講年度	2008年度	開講年次	1(2)年次
開講学期	前学期	開講コース・課程	夜間主コース
授業の方法	講義	単位数	2
科目区分	総合文化科目-人文・社会科学科目-		
開講学科・専攻	情報通信工学科 情報工学科 電子工学科 量子・物質工学科 知能機械工学科 システム工学科 人間コミュニケーション学科		
担当教官名	中島 三知子		
居室	非常勤講師		

公開E-Mail	授業関連Webページ
人文部会	

【主題および達成目標】
<p>法（律）というものは、この社会に生きている限り、意識的にも無意識的にも使わなければならない、最も重要な道具の一つである。その一方で、法は決して遠い世界の産物ではなく、自らがごく日常的に用いているということを知ってほしい。その上で、これから社会に出て行くにあたり、どのような場面でも必ず要求される「法」の知識を身につけてもらいたい。</p>

【前もって履修しておくべき科目】
なし。

【前もって履修しておくことが望ましい科目】
なし。

【教科書等】
<p>教科書は用いない（代わりに配布プリントあり）</p> <p>参考書 佐伯宣親ほか編『現代法学と憲法』（成分堂、1999）</p> <p>参考書の注意点 ・同名の書が「小笠原正ほか著」で「北樹出版」から出版されているので、注意すること。</p>

電気通信大学 平成20年度シラバス

- ・近年法改正が多く、参考書を含め、いわゆる「法学」テキストでは十分に対応していないので注意すること。
- ・そのほかの点は授業中に指摘する。

【授業内容とその進め方】

授業形式としては、講義形式を中心とする。

まず法（学）とは何かを学んだ後で、「法学」の基礎である「憲法」の講義を行う。憲法については、憲法の基礎と人権の中でも自由権を中心に引き上げ、時事問題との関係などについても言及したいと考えている。そのほか、「刑法」や、生死に関わる法（生殖補助医療や安楽死等）などの、近年問題となっている法を取り上げる。

「憲法」については、前期と後期に分け、前期に「総論」と「人権（自由権）」を、後期に「人権（社会権ほか）」と「統治行為編」を内容とするので、注意すること。前期で法学の基礎等を講義するので、前期後期併せて履修するか、あるいは前期のみ履修するのは問題ないが、後期の法学Bのみ履修することは避けてもらいたい。

【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

- ・授業中の私語、携帯使用（鳴らすことも含む）を授業中に行った場合、出席および試験が合格であっても不可とする。
- ・出席2割、試験8割。授業態度を加味する。
- ・試験のほか、出席代わりにミニレポート（その場で記述）が数回あり。
- ・試験は自筆ノートのみ持ち込み可。参考書および配布プリントの持込は認めない。

【オフィスアワー：授業相談】

適宜相談に応じるので、講義後に教員まで相談のこと。

【学生へのメッセージ】

学生諸君にとって専門外である上に、外見も内容もとっつきにくい学問ではあるが、本講義をきっかけとして、自分たちが当たり前のように法に取り囲まれていることを知り、そのように自分を取り囲んでいる法とは何かを考えるきっかけとなればと考えている。

【その他】